税務訴訟資料 徴収関係判決 平成31年(令和元年)判決分(順号2019-17)

名古屋地方裁判所豊橋支部 平成●●年(○○)第●●号 損害賠償請求事件 国側当事者・国

令和元年6月10日棄却・確定

判

原告 X 被告 国

同代表者法務大臣 山下 貴司 同指定代理人 中野 玲 伊藤 祐一 戸 同 佐々木 弥生 森澤 康博 百 森下 智 同 渡邊 恵美 同 司 鈴木 威緒里

主

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、45万6326円及びこれに対する平成29年4月14日から支払済 みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、原告が滞納した国税に係る納税義務は、豊橋税務署長が原告に対して送付した滞納処分の停止通知書に記載された納税義務消滅見込年月日に消滅しているにも関わらず、豊橋税務署長が、原告の納税義務は消滅していないとして原告に対する還付金を滞納国税に充当する処分をしたことが違法であるなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として、充当された還付金相当額である45万6326円及びこれに対する充当処分日である平成29年4月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提となる事実(当事者間に争いがない事実に加え、後掲の各証拠(特に断らない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実)
- (1) ア 原告は、平成22年3月15日、豊橋税務署長に対し、平成20年分の所得税について、納付すべき税額を342万円とする確定申告(期限後申告)をした(乙1。以下、 当該確定申告に基づく所得税を「本件所得税1」という。)。

本件所得税1の法定納期限は、平成21年3月16日であり、納期限は平成22年3月15日である(国税通則法(以下「通則法」という。)35条2項1号)。

イ 原告は、平成22年3月15日、豊橋税務署長に対し、平成21年分の所得税について、納税すべき税額を131万9700円とする確定申告(期限内申告)をした(乙2。以下、当該確定申告に基づく所得税を「本件所得税2」という。)。

本件所得税2の法定納期限及び納期限は、平成22年3月15日である(通則法35条1項)。

ウ 豊橋税務署長は、平成22年4月7日付けで、通則法66条6項に基づき、本件所得税1について、納付すべき税額に100分の5を乗じて計算した額に相当する無申告加算税17万1000円の賦課決定処分を行った(甲1、弁論の全趣旨。以下、当該賦課決定処分に基づく無申告加算税を「本件所得税3」といい、本件所得税1から本件所得税3までを併せて「本件滞納国税」という。)。

本件所得税3の法定納期限は、平成21年3月16日であり、納期限は平成22年5月7日である(通則法35条3項)。

(2) 豊橋税務署長は、原告が、本件所得税1及び2を納期限である平成22年3月15日まで に納付しなかったことから、同年4月20日付けで、督促状によりその納付を督促した(弁 論の全趣旨)。

また、豊橋税務署長は、原告が、本件所得税3を納期限である平成22年5月7日まで に納付しなかったことから、同年6月25日付けで、督促状によりその納付を督促した。

- (3) 原告は、平成23年2月までの間に、合計3万2000円を被告に対して納付し、本件所得税1の本税は338万8000円となった(甲1、弁論の全趣旨)。
- (4) 豊橋税務署長は、平成26年4月30日付けで、本件滞納国税を徴収するため、原告が所有する土地を差し押さえ(乙3。以下「本件差押処分」という。)、同年5月1日、差押登記がされた(乙4)。
- (5)豊橋税務署長は、平成27年2月27日付けで、本件差押処分を解除した(乙4、6)。
- (6) 豊橋税務署長は、平成27年2月27日付けで、原告には国税徴収法(以下「徴収法」という。) 153条1項1号に該当する事実があるとして、本件滞納国税の滞納処分の執行を停止し、これを「滞納処分の停止通知書」と題する書面(甲1。以下「本件停止通知書」という。)で原告に通知した(争いがない。)。

本件停止通知書には、本件所得税1についての納税義務消滅見込年月日が平成28年2月29日である旨、本件所得税2についての納税義務消滅見込年月日が平成27年5月2日である旨及び本件所得税3の納税義務消滅見込年月日が平成27年7月6日である旨が記載されていた(甲1。以下、これらの日付を併せて「本件各消滅見込年月日」という。)。

- (7) 原告は、平成29年2月28日、豊橋税務署長に対して、①平成26年分の所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」という。)について、還付金の額に相当する税額を7万7406円とする確定申告書、②平成27年分の所得税等につき還付金の額に相当する税額を16万2418円とする確定申告書及び③平成28年分の所得税等について、還付金の額に相当する税額を21万6502円とする確定申告書を提出し、その結果、原告に対する合計45万6326円の還付金(以下「本件還付金」という。)が発生した(乙7から9まで)。
- (8) 豊橋税務署長は、平成29年4月14日、通則法57条1項に基づき、本件還付金を本件

所得税1に充当し(以下「本件充当処分」という。)、同日付けで原告に対して通知した(甲2)。

2 当事者の主張

(1) 原告の主張

原告の本件滞納国税に係る納税義務は、本件停止通知書に記載された本件各消滅見込年 月日に消滅しているから、被告が、納税義務の消滅後に行った本件充当処分は違法である。 仮に、本件各消滅見込年月日が誤りであったとしても、被告には、法令等によって定め られている正しい日付を記載する義務があるから、誤った日付を記載して交付したことは 違法である。

本件各消滅見込年月日に納税義務が消滅していれば、原告は本件還付金を受け取ることができたのであるから、原告は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、本件還付金相当額である45万6326円及びこれに対する本件充当処分の日である平成29年4月14日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2)被告の主張

ア 公権力の行使に当たる公務員の行為が国家賠償法1条1項の適用上「違法」と評価されるためには、当該公務員が、損害賠償を求めている個別の国民との関係で職務上の法的義務を負担し、かつ、当該行為がその職務上の法的義務に違背してされたことが認められる必要がある。

イ 国税の徴収権は、法定納期限から5年間行使しないことによって時効により消滅し (通則法72条1項)、また、滞納処分の執行の停止をした国税を納付する義務は、滞納 処分の執行の停止が3年間継続したときは消滅する(徴収法153条4項)。すなわち、 滞納処分の執行を停止した場合には、停止が3年間継続するか又は国税の徴収権の消滅 時効が完成するかのいずれかの早い時点で納税義務が消滅することになる。

本件滞納国税の納税義務は、本件滞納国税に対する滞納処分の執行を停止した平成27年2月27日の翌日から起算して3年を経過した平成30年2月28日に消滅する。また、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効は、督促や本件差押処分により中断した後、本件差押処分が解除された平成27年2月27日の翌日から進行して、令和2年2月28日に完成する。

以上のとおり、本件滞納国税は、平成30年2月28日に消滅することになるため、本件停止通知書にも、納税義務消滅見込年月日として平成30年2月28日と記載するべきであったが、誤って本件各消滅見込年月日が記載された。もっとも、国税の納税義務の消滅事由やその消滅日は、法令等によって定められるものであり、誤った記載をしたからといって、本来の納税義務の消滅日が変更あるいは修正されるとの法令上の定めは存在しないから、本件滞納国税の納税義務が本件各消滅見込年月日に消滅することはない。

ウ そして、税務署長は、同一の納税者につき還付金と納付すべき国税があるときは、還付に代えて、還付金を国税に充当しなければならない(通則法57条1項)ところ、豊 橋税務署長が本件充当処分をした平成29年4月14日の時点においては、原告の本件 滞納国税に係る納税義務は消滅していなかったのであるから、豊橋税務署長が本件充当 処分をしたことには、職務上の法的義務に違背したなど国家賠償法上違法とされる点は

何ら見当たらない。

第3 当裁判所の判断

1 上記前提となる事実によれば、本件滞納国税に係る徴収権は、それぞれの法定納期限(本件所得税1については平成21年3月16日、本件所得税2については平成22年3月15日、本件所得税3については平成21年3月16日)の翌日から消滅時効が進行し、無申告加算税の賦課決定や督促によって中断した後、本件差押処分に係る差押登記の日である平成26年5月1日に再度中断し(徴収法68条4項)、本件差押処分が解除された平成27年2月27日から再度消滅時効が進行している。そのため、本件滞納国税に係る徴収権の消滅時効が完成するのは、早くとも、平成27年2月27日の翌日から起算して5年が経過した令和2年2月28日であると認められる(通則法72条1項、同条3項、73条1項2号及び4号)。

また、本件滞納国税に関しては、平成27年2月27日付けで滞納処分の執行が停止されているから、その納税義務は、平成27年2月27日の翌日から起算して3年が経過した平成30年2月28日に消滅するものと認められる(徴収法153条4項)。

以上によれば、本件滞納国税に係る納税義務が消滅するのは、早くとも平成30年2月28日であるから、豊橋税務署長が本件充当処分をした平成29年4月14日の時点で、本件滞納国税に係る納税義務は消滅していない。他方で、本件還付金は平成29年2月28に発生しているところ、通則法57条1項は、税務署長は、還付金がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税があるときは、還付に代えて、還付金をその国税に充当しなければならないと規定しているのであるから、豊橋税務署長が本件充当処分を行ったことについて、国家賠償法1条1項の適用上「違法」と評価するべき点は何ら認められないというべきである。

2 原告は、本件停止通知書に本件各消滅見込年月日が記載されていた以上、本件各消滅見込年 月日に本件滞納国税に係る納税義務は消滅する旨を主張する。

しかしながら、本件滞納国税の納税義務が消滅するのは、上記のとおり平成30年2月28日であって、本件各消滅見込年月日の記載が誤りであったことは被告も認めるところであるが、滞納処分の停止通知書に誤った納税義務消滅見込年月日が記載された場合に、その記載どおりに納税義務が消滅するとか、納税義務を消滅させることが義務付けられるとする法令上の根拠は見当たらないから、この点に関する原告の主張は採用できない。

なお、原告は、誤った納税義務消滅見込年月日を記載したこと自体が違法である旨も主張しているものと思われるが、納税義務消滅見込年月日の記載に誤りがあったことによって、原告に経済的損失が生じたとは認めがたいし、また、金銭的に慰謝しなければならないような精神的苦痛が生じたと認めることもできないから、いずれにせよ原告の請求は理由がない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所豊橋支部 裁判官 木村 太郎